

北播磨総合医療センター企業団議会個人情報保護条例施行規程

〔平成22年3月4日〕
〔議会規程第4号〕

改正 令和5年8月2日 企業管理規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団個人情報保護法施行条例（令和5年北播磨総合医療センター企業団条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、北播磨総合医療センター企業団議会（以下「議会」という。）が管理する個人情報について必要な事項を定めるものとする。

(他の規程等の例)

第2条 条例の施行に関し必要な事項については、この規程その他別に定めるものを除くほか、北播磨総合医療センター企業団個人情報保護法等施行規程（令和5年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第4号）その他企業長が定める規程等の例による。

(開示等可否の決定権者)

第3条 議会に係る個人情報の開示、訂正、是正の可否の決定等は、北播磨総合医療センター企業団議会議長（以下「議長」という。）が行うものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。